

議案第232号

北筑昇華苑組合同規約の一部変更に関する協議について

上記の議案を提出する。

平成28年12月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、北筑昇華苑組合が共同処理する事務の処理区域に糟屋郡新宮町相島を加えることに伴う当該組合の規約の一部変更に関し、関係市町と協議することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

北筑昇華苑組合同規約の一部変更に関する協議について

北筑昇華苑組合同規約の一部を次のように変更することについて、関係市町と協議する。

北筑昇華苑組合同規約の一部を改正する規約

北筑昇華苑組合同規約（昭和45年3月31日45地第224号許可）の一部を次のように改正する。
第3条第1項第1号中「葬祭場」を「組合立葬祭場（以下「葬祭場」という。）」に改める。
第13条第2項中「，新宮町の人口は，相島の人口を除いた人口によるものとし」を削る。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。